

## 市政電話サービス

市へのご意見・ご要望は休日など執務時間外でしたら

意見・要望承り電話

→ 4444

声の「広報あしゃ」

(31)

4894 ←

市政ニュースを24時間中お聞きいただけます

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

(31)

4894 ←

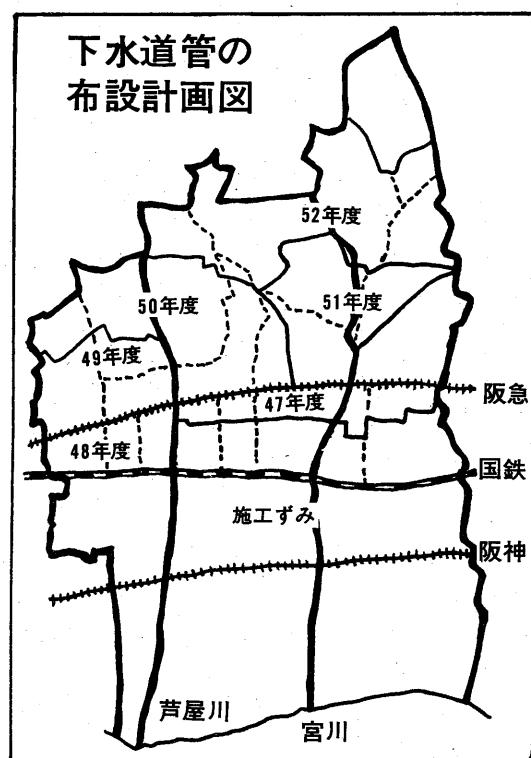
(31)

4894 ←

# にはいった7カ年計画 チで進む下水道事業

下水管が布設され、下水が  
がはたらきはじめますと、わ  
したものが身近なことのひとつ  
て、まず便所の水洗化が貧困  
することがあげられます。市内  
帶の六七パーセントをしめる  
便所は、いまのところそれぞ  
家庭で浄化をうが必要ですが、  
水処理を開始しますと浄化を  
いらない水洗便所をつくるこ  
でき、それによつてくみ取り  
不潔さ、ハエの発生、浄化を  
悪臭などが解消します。

公共下水道のはたらきは、この



下水道促進デ

品には大臣賞と賞金が贈られます

## 印鑑登録・証明 が必要なときは

部改正】に  
併い、昨年8月から実施してきました  
印鑑票の書き替えは、7月31日で終わ  
りました。書き替え期間中には、登録  
者のかたにはそれでお知らせし、また  
広報などを通じてもお知らせした結  
果、登録しておられる大部分のかたが  
書き替えをすされました。しかし、  
書き替えをすませておられないかたも  
若干あり、こうしたかたの印鑑票は8  
月1日をもって消除いたしましたので、  
書き替えをすませておられないかたは  
改めて新規登録の手続きをしていただ  
くことになります。

ご承知のとおり印鑑はたいせつなも

「芦屋市印鑑条例の一部改正」にしてきました月31日で終わるには、登録をさせし、またさせした結果のかたがた。しかし、のであり、印鑑登録、証明にかかるわざ手続きは本人の確認、代理の場合の委任状の有無、確認など慎重な窗口審査を行なっていますので、印鑑登録、証明などの申請をすぐに受け付けられない場合もありますので、印鑑に関する手続きなどで市役所においてのときは、前もって電話などで手続きをお確かめのうえ、おいでくださることをおすすめします。

**タイピストの養成講座**  
市内在住の母子世帯および心身障害者（児）で、新制中学卒業または同等以上の学力のある男女を対象に、邦文タイピスト養成希望者を募集しています。▶募集人員若干名▶養成期間 9月13日～来年1月

月26日まで4ヵ月間▶場所 市立福祉センター▶受講料 無料▶申込受付  
8月25日（金）～9月8日（金）。くわしくは、市社会福祉協議会事務局（電話⑧2121）へお問い合わせください。

**ごみは収集の日の朝に** ごみは収集日の朝にステーションまでお出しください。また、最近ごみ収集車に直接ごみを投げ入れるかたがあります。ご好意でやっていただいていることと思いますが、機械車に手をはさまれる危険がありますので、どうぞ職員におまかせください。

# 市民将棋大会

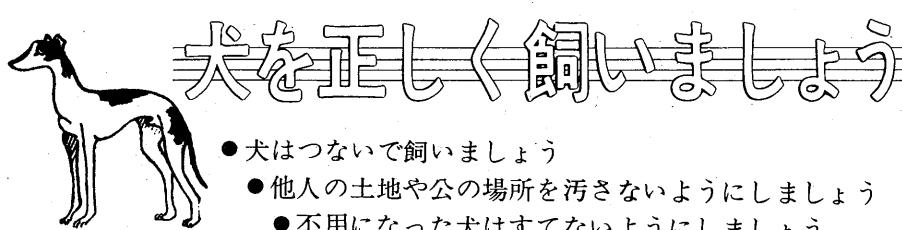
が行なわれます。当日、午前9時から受け付け、午前10時から開会し、A組（有段者）、B組（1級～4級）、C組（5級～8級）、D組（9級以下）に分かれて競技します。ぜひ、ご観戦

におこしください。なお、この将棋大会に参加されるかたを募集しています。芦屋市民または市内在勤・在学の人で参加をご希望のかたは、26日（土）までに参加費 300 円をそえて市立公民館へお申し込みください。当日なら午前 9 時から 10 時の間に限り受け付けます。

**市民相談室  
の無料相談** 市公聴広報課の市民相談室では、次のような各種相談に応じて、解決の糸口をお教えしています。 秘密厳守 無料

【一般相談】毎日（土曜の午後と日曜・祝日は除く）午前8時30分～午後5時。日常生活上のあらゆる悩みごと、相談ごと。【家事相談】毎水曜午後1時～4時。離婚、養子縁組、目録、遺産など家庭問題全般。相談員は尼崎家裁調査官と調停委員。【法律相談】毎木曜午後1時～4時。土地、家屋、金銭貸借など。相談員は弁護士。【人権相談】毎月第2火曜午後1時～4時。相談員は本市担当の人権擁護委員。【行政相談】毎月第3金曜午後1時～4時。相談員は

本市担当の行政相談員。【交通事故相談】毎木曜午後1時～4時。相談員は市安全都市推進協議会事務局長。



## 第10回ルナ・ホール名画観賞会 カラー父ちゃんのポーが聞える

小林桂樹、吉沢京子、藤岡琢也、司葉子

カラー 泣いてたまるか

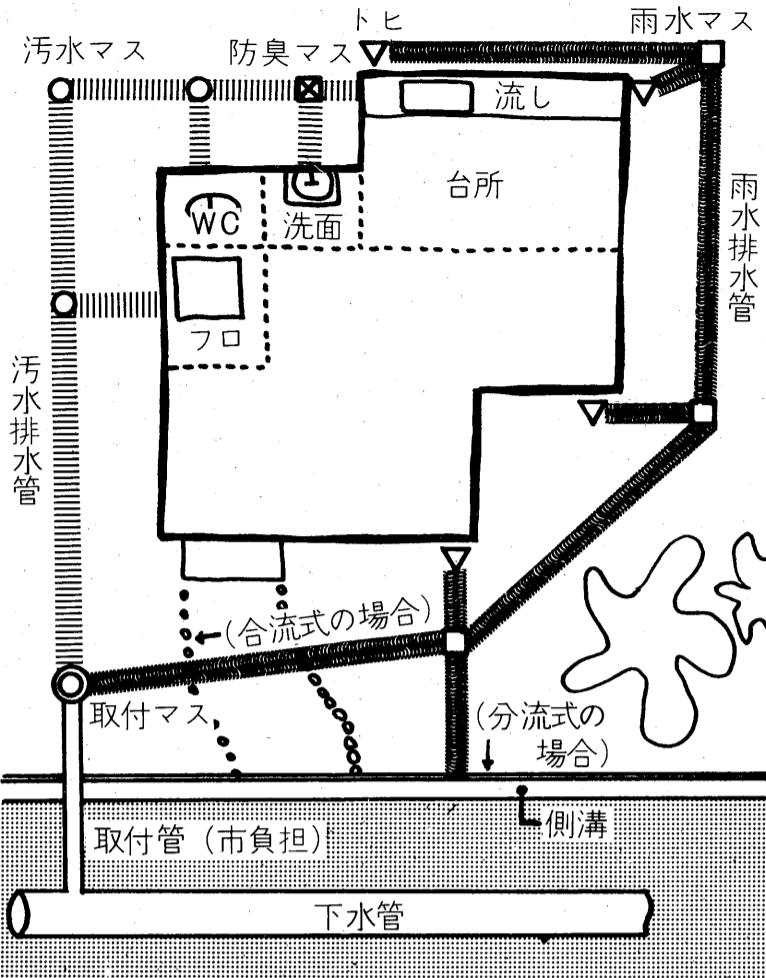
坂上二郎、萩本欽一、倍賞千恵子、ミヤコ蝶々

	1	2	3	4
泣いてたまるか	9：30～11：00	12：30～14：00	15：30～17：00	18：30～20：00
父ちゃんのポーが聞える	11：00～12：30	14：00～15：30	17：00～18：30	20：00～21：30

水管がはいったら  
排水設備の取付を

下水管が布設された地域（右ページの図参照）では、できるだけ早くその下水管を使用できるようになります。排水設備を設けていたいかなればなりません。そうしないとせっかく生活環境をよくするためのように、家庭内の汚水と雨水を取り、下水道施設を設置したのに、いつまでも使われないとその目的が達せられなくなるからです。

そこで排水設備についてご説明しますよう。排水設備とは左図の構成全体をさします。具体的には取付マス、排水用の管および汚水マス、さらには水洗用の便器までも含みます。これらの設備を適正に



## 排水を妨げるごみ

六月八日朝の  
集中豪雨で市内  
数カ所が浸水し、

六月八日朝の集中豪雨で市内数ヵ所が浸水し、市民のみなさんにて迷惑をおかけしました。下水道部では、直ちに原因を調査し、問題のあるところの対策にとりかかり、今後の万全を期しています。

浸水の原因としては、(1)記録

的にな集中豪雨であったこと、(2)下水管の構造およびその路上に問題のあるところがあること、(3)下水管の中に止たこと、(4)雨水マス、水路側溝がたまいで積していたこと、(5)路上の雨水マス、水路側溝多くのごみがつまっていたことがあります。

これらについてははそれを市でも対策を急いでいます。とくに(4)については、みなさんのご協力を必要とします。日ごろからお宅の付近のる雨水マス(写真)などの清掃にご協力願います。

市県民税 明治32年  
の第2期 1月1日  
分は、8 以前に生まれたかたで、本市に1年以上  
市指定金 上住所のあるかたに市の敬老年金が支  
の取り扱 給されます。この資格があり、また市  
おな、郵便 敬老年金を受けておられないかたは、  
を取り扱つ 至急にはんこを持って市役所分庁舎の  
社会課へおこしください。ご家族のか  
たでも結構です。

**市児童手当の所得状況届の提出**

市児童手当を受けているかたは、  
今月末までに市役所分庁舎の社会課へ  
所得状況届を提出してください。

なお、次の要件に該当されるかたも  
お忘れなく手続きをしてください。①  
18歳未満の児童を4人以上養育されて

要があります。そのため、市の係員が各戸ごとに伺って、その位置や排水設備の位置について相談いたします。

また、すでに下水管の布設が終わっている地域でも、まだ排水設備の設置および取付工事がなされてしまう、従来どおり家の前や横のみぞに污水を流していく家庭が

かなり見受けられます。これらの家庭でも同様に、急に下水管へ流せるようにしていただきなければなりません。市ではそういうた

ところには指導をしていますが、ご協力を願います。

そのほか私道に面したところの排水については、その私道に下水管を埋設してから排水設備の設置

あ  
得  
保  
こ  
をはじめ、駅、学校、病院、神社、寺院にいたるまで、あらゆる種類の事業すべてについて経営組織、事業内容や従業者数など8項目を聞きとり調査します。

この調査は国勢調査とならびもっとも基本的な調査で、統計法に基づく指定統計調査です。したがって、統計以外の目的で、たとえば課税など不利益な面や直接利害関係を伴うようなことには、いっさい使用しませんし、調査内容を他にもらすようなことは法律上固く禁じられています。近く総理府統計局長名による調査員証をもった調査員が、各事業所ごとにお伺いしますので、正しい申告についてご協力をお願ひします。



## 市県民税・下水受益者負担金の納期

月31日（木）が納期限です。市指定金融機関（市役所内）からよりの取り扱い銀行へお納め願います。なお、郵便局なら県内すべての郵便局で取り扱っています。

また、下水受益者負担金の第2期分も8月31日が納期限です。お早めに納付願います。納付書を紛失された人は市役所3階の下水道総務課へご連絡ください。ことし1年分または残額のすべてを納付される場合は、納付書を持って市内銀行でお納めいただきますと前納報償金をその場で払いもどしいたします。

市県民税  
の第2期

市敬老年金の申請

市敬老人年金の申請 1月1日  
以前に生まれたかたで、本市に1年以上住む所のあるかたに市の敬老人年金が支給されます。この資格があり、また市敬老人金を受けておられないかたは、至急にはんこを持って市役所分庁舎社会課へおこしください。ご家族の方々でも結構です。

**市児童手当の所得状況届の提出**

市児童手当を受けているかたは、  
今月末までに市役所分庁舎の社会課へ  
所得状況届を提出してください。

なお、次の要件に該当されるかたは、  
お忘れなく手続きをしてください。  
18歳未満の児童を4人以上養育され、

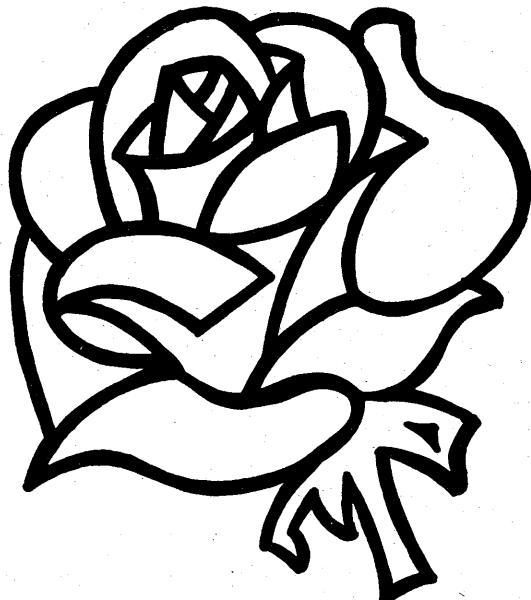
わずかな掛金で大きな安心

## 47年度 芦屋市の 交通災害共済

- 加入資格 芦屋市在住者で住民票に記載されている方または外国人の登録をしている方  
■掛金 1人年額 300円  
■有効期間 加入の日から昭和48年3月31日まで  
■共済金は 国内ならどこで交通事故にあっても適用されます。  
お支払いは、迅速に会員証、事故証明、診断書、印鑑のみで支払われます。  
■お問い合わせは 芦屋市市民部環境安全課へ（電話③2121内線383）

9月10日 (B)

# 古文辭學



白バラは…明るく正しい選挙のシンボル・マークです

# 忘れずに投票しよう

# 忘れずに投票しよう

てすべて禁止されます。また、選舉終了後、当選や落選のあいさつをするために戸別訪問したり、新聞などに広告したりすることも禁止されています。

▼候補者の行なう選舉運動

①選舉用の表示のある通常はがきだけで、候補者一人につき五十枚程度を配布できますが、必ず屋号郵便局を通して配付されなければなりません。直接選舉人に手渡したり私送したりすること、その他封書などを出すことは禁止されています。

②選舉運動用ポスター（四十二種）  
×三十枚以内は、候補者一人につき千一百枚で、市選管の発行した証紙をはつていなければなりません。他の人のへいや建物などに掲示するときは、必ず居住者、管理者または所有者の承諾を要します。承諾を得ないでは、たゞスターは、その建物などの居住者、管理者または所有者が撤去することができます。

# 知つておきたい 選挙運動のABC

てすべて禁止されます。また、選舉終了後、当選や落選のあいさつをするために戸別訪問したり、新聞などに広告したりすることも禁止されています。

▼候補者の行なう選舉運動

①選舉用の表示のある通常はがきだけで、候補者一人につき五千枚を頒布できますが、必ず芦郵便局を通して配付されなければなりません。直接選舉人に手渡したり、私送したりすること、その他封書などを出すことは禁止されています。

②選舉運動用ポスター（四十二枚×三十枚以内）は、候補者一人につき千一百枚で、市選管の発行した証紙をはつていなければなりません。

他人へのへいや建物などに掲示するときは、必ず居住者、管理者または所有者の承諾を要します。承諾を得ないではつたポスターは、その建物などの居住者、管理者または所有者が撤去することができます。

# のさたい 選挙運動のABC

五人までで、一定の腕章を着用しなければなりません。

(7)選挙事務所の数は、候補者について「一ヵ所です。選挙事務所に投票所から三百メートル以内にあるときは、投票日に区域外に異動するか閉鎖されません。

(8)自動車・拡声機の使用は、車一台、拡声機一揃えを使用しますが、市選管から交付された運動用の表示をしなければなりません。また、乗用車には、運転手のほか四人まで乗ることができます。この場合も、られた腕章を着用しなければなりません。

▼してはいけない選挙運動

①選挙運動のために選挙人の一戸一戸訪ねることは「戸別訪問」となり禁止されています。

戸別訪問は家庭に限らず、会社等も含められます。また、中に入らず軒下で面接する場面を拒絶された場合、演説の開催または演説を行なうことは、選挙事務所の数は、候補者について「一ヵ所です。選挙事務所に投票所から三百メートル以内にあるときは、投票日に区域外に異動するか閉鎖されません。

(7)選挙事務所の数は、候補者について「一ヵ所です。選挙事務所に投票所から三百メートル以内にあるときは、投票日に区域外に異動するか閉鎖されません。

(8)自動車・拡声機の使用は、車一台、拡声機一揃えを使用しますが、市選管から交付された運動用の表示をしなければなりません。また、乗用車には、運転手のほか四人まで乗ることができます。この場合も、られた腕章を着用しなければなりません。

▼してはいけない選挙運動

①選挙運動のために選挙人の一戸一戸訪ねることは「戸別訪問」となり禁止されています。

戸別訪問は家庭に限らず、会社等も含められます。また、中に入らず軒下で面接する場面を拒絶された場合、演説の開催または演説を行なうことは、選挙事務所の数は、候補者について「一ヵ所です。選挙事務所に投票所から三百メートル以内にあるときは、投票日に区域外に異動するか閉鎖されません。

(7)選挙事務所の数は、候補者について「一ヵ所です。選挙事務所に投票所から三百メートル以内にあるときは、投票日に区域外に異動するか閉鎖されません。

(8)自動車・拡声機の使用は、車一台、拡声機一揃えを使用しますが、市選管から交付された運動用の表示をしなければなりません。また、乗用車には、運転手のほか四人まで乗ることができます。この場合も、られた腕章を着用しなければなりません。

▼してはいけない選挙運動

①選挙運動のために選挙人の一戸一戸訪ねることは「戸別訪問」となり禁止されています。

戸別訪問は家庭に限らず、会社等も含められます。また、中に入らず軒下で面接する場面を拒絶された場合、演説の開催または演説を行なうことは、選挙事務所の数は、候補者について「一ヵ所です。選挙事務所に投票所から三百メートル以内にあるときは、投票日に区域外に異動するか閉鎖されません。

の  
A  
B  
C

▼確認回答のできる政治活動  
本来、政治活動は平時・選舉時を問わずすべて自由なのです。  
しかし選舉の実態は、政治活動と選舉運動とを明確に区分できるほど単純なものではなく、選舉時ににおける政治活動は極めて選舉運動

たがつて、選舉時においては、純粹な政治活動であつてもこれを規制するともいへば、他方に政党等による健全な選舉運動を育成するためには、政治団体が一定の条件のもとに次の政治活動を行なつことを認められてゐます。

①政談演説会を二回以内開催できる。

②街頭政談演説を午前七時から午後八時までの間は自由に開催できる。

③政治活動用自動車を一台、政策の普及、宣伝および政談演説会の開催の告知のために使用できる。

④立札・看板の類を掲示できる。

⑤政治活動用ポスターを千枚掲示する。

⑥政治活動用ビラを二種類頒布することができる。この場合は市役所の交付する証紙をはらなければならない。

⑦機関紙（誌）に選舉に関する記事を掲載することができる。

看板の類を揭示できます。また、選挙事務所、選舉運動自動化個人演説会を開催中の会場などは、ポスター、立て、ちょう書きなどに候補者が使用する、たすき、胸章の類もさしつかえあります。ただし、これらの文書図面には大きさ、数量、掲示箇所などに一定の制限があります。

(4) 候補者は、選舉運動期間中に限り新聞広告ができます。この寸法は、横九・六七、縦二段(5)候補者は、自己の政見発表、採用への投票依頼等の選舉運動に限り、新聞広告ができます。ただし、色刷りはできません。その回数には制限はありません。また、運動員は八時までの間に、市選管から交付された標旗を掲げて行なわなければなりません。また、運動員は

車、戸別に知らせる場合、候補名等を戸別に言へる場合などへ、となり禁止されています。

②選挙に關し、投票を得る目的をもつて選挙人に署名をことは、いつさいできません。③だれでも選挙運動に關する事をするまることはできません。ただし、お茶およびこれ常もひる茶菓子程度のものれば、差し支えありません。また、運動員などにつき一定の制限のもとに選挙事務弁当を提供することは認めますが、陣中自衛で来た選挙人へして弁当を提供することはせず。

④選挙人の耳目を集めるため、自動車を連ねたり、隊列を往来したり、サインを吹いたり、チンドン屋を雇ふなど歩かせる等のことは、不当

目的、訪問も妨害したりして、選舉の自由を妨害したりして、選舉の自由を妨害されると選舉費用の制限がかかる。演説、集会、交通等を妨害されると選舉費用の制限がかかる。選舉には多くの経費を要しますが、これを規制しないと、資金に恵まれた人のみが当選し、金がないのであれば、いかにも有能な人であっても住民代表に選出されないと云ふのである。人は、いかにも有能な人であつては、公職選舉法においては、投票権も有するのである。そのため、公職選舉法においては、選舉運動費用の最高額を定めて、その範囲内でなければ支出できません。つまり、支出せたりしたときは、出納責任者が処罰され、候補者は連座制により当選は無効となります。約百十萬円程度です。